

未払い時間外労働賃金の支払いとタイムカード導入についての団体交渉

< 第 4 回 >

日時：2009 年 9 月 24 日（木）13:30～14:45

場所：事務局第 3 会議室（新蔵地区）

組合側出席者：委員長・書記長・労働問題小委員長・組合員・徳島労連より 2 名

大学側出席者：総務部長・人事課長・人事課長補佐 2 名

【要旨】

大学側の主張：

- ・ 「部局長・課長が出勤している日」という条件は外す。
- ・ 課長が出勤していた 7 時半以降（＝1 日 1 時間）について 2 年分全額を支払う。
- ・ 「時間外労働」と認めるかどうかについては持ち帰り検討する。

組合の主張：

- ・ 時間外労働であると明確に認めること。
- ・ 労働時間については「7 時半以降（1 日 1 時間）」という提案について持ち帰り検討する。

【議事要旨】

- ・ 発言内容は論点を整理し、適宜要約したものである。
- ・ 交渉は、合意のうえ、労使ともに録音により記録した。
- ・ プライバシー保護のため、人名や具体的な部署については仮名・伏字とする。

まず大学側より、前回の確認事項について、再度確認があった。

（前回の確認事項については、前回の議事要旨を参照。

<http://homepage3.nifty.com/tokushima-u-union/document/20090821zangyo.pdf> ）

「部局長・課長が出勤している日」という条件は外す

大学：「前回提示した 7 項目のうち、3 番目と 6 番目について合意が得られていない。

3 番目は、「支払いの算定対象となる日は、部局長と課長が出勤しており、かつ本人が午前 8 時半から出勤している日に限る」というものだったが、これについては持ち帰って上の者と検討した結果、早期解決を図るという観点から、この条件は外すこととしたい。部局長、課長の出勤にかかわらず、本人が出勤していた日について算定対象とする。」

労働賃金の 1/2 相当の支払いについて

大学：「6 番目の、「時間外労働相当時間 × 当時の時間当たり賃金単価 × 1/2 を支払う。本

学としては、時間外労働と認めていないために、1/2 をかける」という点について、改めて説明する。まず、今回、申告のあった時間について、事前承認、事後承認ともないものであった。大学としては、時間外労働とは、通常の勤務終了後に残業するものであって、センター試験の準備など例外的な場合を除いて、始業時間前に業務があるとは考えられない。

また、今回の件については、労働時間の確認が難しい。部局長や直属の上司である課長が 7 時半に出勤しているが、それ以前については難しい。労務担当もいる、という話もあったが、勤務の現認は労務担当の業務ではない。

本人は、長年にわたって早朝出勤している。

当該部署に固有の業務に対応するために出勤していたというが、それなら部署全体で対応を考えるべきである。

本人が規則で定められた通常の手続きを取っていない。

こうしたことから、把握できた範囲で、申告された時間の一部について、労働時間の一部と推察できるので、1/2 ということで提案した。」

組合：「前回の主張とまったく同じことの繰り返しで、交渉になっていない。前回、こちらは、労働したかしなかったかは 0 か 1 0 0 かで、今回の件については 1 0 0 認めるべきだと主張した。なぜ 1/2 なのか。

まず確認だが、ここに出席されている方々は、交渉の当事者能力があるのか？つまり、1/2 じゃなくて、たとえば 80% だとか 78% だとか、この場で交渉できるのか？」

大学：「78% とか 80% とか細かい数字についてはともかく、1/2 で納得できないということなら、この場で交渉する。」

組合：「了解した。まず、労働時間というのは、通常の勤務時間の前か後かということとは関係ない。それから、本人が通常の手続きを取っていないということだが、これは本人に瑕疵があるので減額すると言っているように聞こえる。しかし、今回の件は本人の瑕疵ではなく、大学側の管理上の瑕疵があったのであって、責任は大学側にある。本人は請求したかったが、請求できない環境にあったからしなかったのだ。今回、勇気を出して請求したということだ。現在はかなり改善されたようにも聞くが、少なくとも 2 年前以前は、予算の上限があるから残業は月 30 時間までというような指示が、明示的、暗黙的な仕方で行われていた。」

大学：「本人に瑕疵があると言っているわけではなく、申告された書類などの証拠がないので、全額支給は難しいと言っているのだ。」

組合：「労基署の対応を言うと、労働者がメモなどをもとに申告した場合、使用者がそれを反証できなければ申告どおりに支払い命令が出る。」

大学：「今回はそうした証拠がないから、言い分をすべて認めることは難しい。」

組合：「働いていないことを証明できないなら、申告された 1 時間 15 分、払うしかないでしょう。労働の中身についていちいち争う気があるのか？」

大学：「それはない。」

組合：「働いた分は支払う、働いてない分は払わないというのが原則で、この場合は働いているのだから全額支払うべきでしょう。1/2 と言っているのは、大学として労働と認めていないということか。なぜ認めたくないのか？」

大学：「そうではない、確認が取れないからだ。」

組合：「労働はあったが、その時間数が確認できないということか？前回の合意事項、一日 1 時間 15 分を上限とするというのは、申告がグレーだから払えないということか？それなら、そちらが労働時間を管理できていないということではない。時間外でも管理しなくてはならないのは当然だ。」

先日、タイムカードについてのアンケートを実施したが、なかなかの高回収率で、関心の高さが伺えた。自由記述では、自分も時間外勤務について請求できていないという回答もあった。

前日も提案したが、客観的な事実確認ということで、一日一日について、この日は働いた、この日は働いてないと、すべて確認しましょうよ。」

大学：「直属の上司である課長が出てくるのが 7 時半ごろなので、それを基準にして、ということではどうだろうか。」

組合：「こちらはすでに大幅に譲歩している。まず、そもそもの請求は 5 年分だったが、そのうち 2 年分のみを支払い対象とするということを認めている。1 日あたりの時間外労働も、1 時間 15 分より多い日もあるのに、1 時間 15 分ということを呑んでいる。

もともと本人の責任でなく、大学の管理上の責任なのに、分からないから払えないというのは筋が違う。」

大学：「時間が把握できないという点は理解してほしい。」

組合：「そもそも、労働時間と認めないで、どういう名目で支払うつもりなのか？会計にどうやって請求するのか。解決金？感謝料？それで通るのか。」

大学：「そこまで詰めていないが、何とか通します。」

組合：「われわれは、労働賃金が支払われていないから払ってくださいと言っているのであって、名目のはっきりしない金なら受け取れない。そんな金を受け取ったら、組合は何をしてるんだと言われる。」

課長が出勤していた 7時半以降の分について全額を支払う

大学：「1/2 相当の支払いという点について、まったく合意が得られそうにないので、別の提案をしたい。労働時間を確認すべき直属の上司である課長が出勤していた 7 時半以降

の分について支払う、ということでどうか。」

組合：「それは、課長が出勤していない日も含めて、ということか。」

大学：「そうだ。」

組合：「その提案は、時間外労働と認めるということだと解釈してよいか。労働時間を確認すべき直属の上司の出勤時間ということはつまり、労働時間と認めるということか。具体的な時間数については持ち帰り協議するが、個人的には、労働時間と認めるから課長の出勤時間に合わせる、というのはそれなりに筋が通っていると思う。

こちらとしては、お金がほしいというわけではなく、きちんと労働時間と認めて、こうしたことが再発しないように管理体制の見直しにつなげるべきと考えている。前回から繰り返し言っているように、そのために労働時間と認めてもらいたいというのがこちらの主張だ。働いた分がきちんと報われるような職場にしていこうというのは、そちらの立場とも一致すると思うが。」

大学：「毎日 1 時間を労働時間として認めるか、解決金として支払うのかは持ち帰り検討する。」

組合：「繰り返すが、こちらとしては、名目の怪しい金は受け取れない。きちんと労働の対価として支払ってもらいたい。」

次回交渉について

組合：「次回の交渉はいつに？」

大学：「早めに解決を図りたいので、10 月中旬ごろには。」